

《園経由用》

子育て中の保護者の皆様へ

宛名シール（園経由で配布の場合）
〇〇園
□□ □□（保護者氏名）様
☆☆ ☆☆（子ども氏名）さん

伊那市

教育・保育・子育て支援についての調査のお願いです

日頃より市政に対してご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

伊那市では、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に事業を実施してまいります（平成27年度から実施予定）。

本調査は、この計画で確保を図るべき教育、保育、子育て支援の「量の見込み」を市が算出するため、市民の皆さんの教育、保育、子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

なお、ここで回答していただいた内容は、施設や事業の利用の可否を確認又は決定するものではありません。

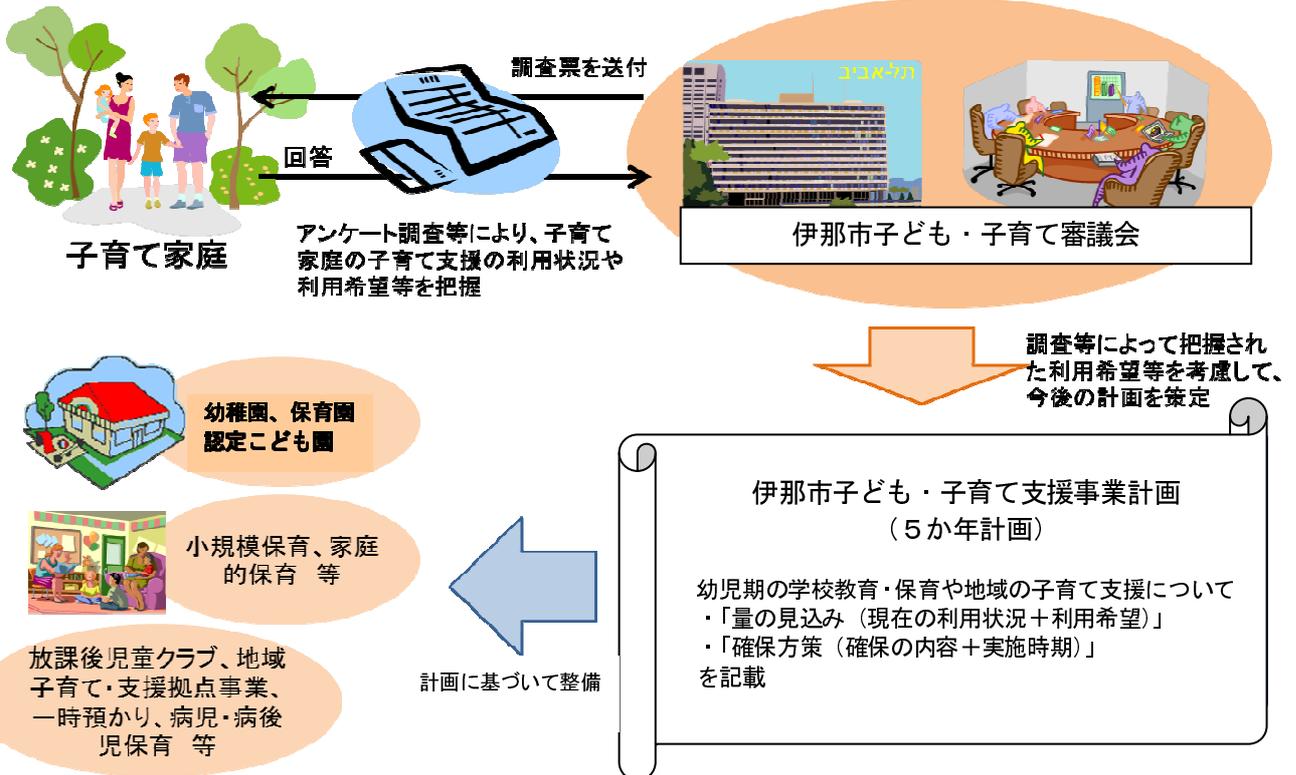
調査票は記入後、平成26年1月〇〇日までに園へ提出してください。

この制度は、以下のような考え方に基づいています。

- 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、乳児期、幼児期、学童期それぞれの発達段階において、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。
地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指しています。

問い合わせ先	伊那市役所 子育て支援課	電話：78-4111	fax：73-4151
		E-mail：kos@inacity.jp	

いただいた回答は伊那市の子育て支援の充実に生かされます



(用語の定義)

この調査票における用語の定義は以下のとおりです

- ・ 幼稚園：学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設です。(学校教育法第22条)
伊那市には、「天使幼稚園」「緑ヶ丘幼稚園」があります。
なお、「敬愛幼稚園」は認定こども園に該当します。
- ・ 保育園：児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設です。
(児童福祉法第39条(法では保育所と表記))
伊那市には、「公立保育園」「つくしんぼ保育園」「伊那保育園」などがあります。
なお、「敬愛保育園」は認定こども園に該当します。
- ・ 認定こども園：幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設です。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)
「敬愛幼稚園」「敬愛保育園」が認定こども園になります。
- ・ 認可外保育施設：施設面等の関係で、児童福祉法に定める認可を受けていない保育施設です。
伊那市には、「山の遊びや はらぺこ」などがあります。
- ・ 子育て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援です。
- ・ 教育：問8までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問9以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています

- ・ 宛名のお子さん：幼稚園、保育園経由で調査票が届いた皆様

表面の、調査のお願い文書上部の貼付シールに記載の子どもさんです。

郵送で調査票が届いた皆様

封筒貼付の宛名シールに記載の子どもさんです。

《郵送用》

子育て中の保護者の皆様へ

伊那市

教育・保育・子育て支援についての調査のお願いです

日頃より市政に対してご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

伊那市では、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に事業を実施してまいります（平成27年度から実施予定）。

本調査は、この計画で確保を図るべき教育、保育、子育て支援の「量の見込み」を市が算出するため、市民の皆さんの教育、保育、子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

なお、ここで回答していただいた内容は、施設や事業の利用の可否を確認又は決定するものではありません。

調査票は記入後、同封の返信用封筒へ入れ、平成26年1月〇〇日までに投函してください。

この制度は、以下のような考え方に基づいています。

- 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、乳児期、幼児期、学童期それぞれの発達段階において、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。
地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指しています。

問い合わせ先	伊那市役所 子育て支援課	電話：78-4111	fax：73-4151
		E-mail：kos@inacity.jp	